平成２７年（フ）第７５号
神戸市長田区水笠通４丁目５番２―306号、従前の住所神戸市長田区戸崎通３丁目５番９－２号
破産者　大束　薫男
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
奈良市法蓮町262番地の３
破産者　鎌田　政輝
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４３号
広島市西区庚午北１丁目21番16―201号
破産者　國廣　昌成
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２号
徳島県板野郡藍住町徳命字前須東６番地１　アメニティハイツ小川　105号、旧住所徳島県徳島市北島田町３丁目124番地
破産者　大谷　　稔
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
徳島県阿波市吉野町五条字田中863番地、旧住所徳島県吉野川市山川町古城63番地８
破産者　宮川　　啓（旧姓登尾）
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県鳥栖市藤木町2071番地４　ラフレシールⅠ101、前住所福岡県筑紫野市大字若江192番地４　マテリアールＤ301号
破産者　古荘　大哲
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３２号
北九州市若松区深町１丁目10番１―906号
破産者　田中　康枝
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３２号
熊本市中央区八王寺町23番15―204号、前住所熊本市中央区南熊本３丁目１番１号
破産者　山崎　郁雄
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字増田６番地
破産者　三上　和美（旧姓上原）
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
山梨県韮崎市岩下1384番地１
破産者　熊谷　正美
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３２号
京都府京田辺市興戸郡塚36番地　北尾ハイツ105号
破産者　保田　貴淑
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１７号
大津市桜野町１丁目15番４号　コーポ協和301、前住所京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川１番館508号
破産者　橋本　雅文
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
宮崎市花山手東１丁目15―７　三門マンション203号、住民票上の住所宮崎市大字熊野10198番地６
破産者　村川　　寧
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１７号
宮崎市大字恒久624番地
破産者　和田　敏郎
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０６号
福岡市中央区高砂２丁目15番10―904号、前住所福岡市東区香椎照葉１丁目３番３―504号
破産者　福住　　武
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７８号
福岡市城南区別府２丁目12番28号
破産者　大庭　信義
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３号
富山県高岡市野村402番地７
破産者　オフィスＯＮＥこと　大野木　昇
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部